

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>独立行政法人化する趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の抜本的な改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、独立行政法人化を経営改革の好機ととらえ、第一期中期目標期間を独立行政法人にふさわしい経営基盤の確立期と位置づけ、可能な限り民間の経営手法を取り入れることを目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組みを実施することとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。</p>
<p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>		<p>(1) 「年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）」により、年金資金運用基金から平成18年4月1日に承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う業務体制の整備を行うとともに、既存の事業についても、より効率的な業務運営を行うため、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図る。</p>	<p>【組織のスリム化等】 #1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年4月に、次のとおり組織改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 業務推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部年金貸付課の業務と承継年金住宅融資等債権管理回収業務等を所掌する年金貸付部を新たに設置し、業務体制を整備 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務等を円滑に実施するため総務部監査課に検査役(課長代理)を、経理部経理課に主査を配置 ・ 電算処理システムの開発等のレベルアップを図るために情報事業部情報システム課に管理係長を新設 ・ 医療貸付の審査能力のレベルアップを図るために、医療貸付部医療審査課に主査を配置 b 既存事業の組織のスリム化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長ポストの削減 37ポスト ⇒ 36ポスト ・ 課長代理ポストの削減 56ポスト ⇒ 51ポスト <p style="text-align: right;">〈添付資料：1〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年4月に向けた組織の見直しを検討した。 <ul style="list-style-type: none"> a 業務推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害者扶養保険事業の見直し検討を国とともに円滑に実施していくため、共済部扶養保険課に主査を、経理部資金課に係長を配置 b 組織のスリム化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長代理ポスト3名を削減

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 継続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みであるIS09001を中期目標期間中に認証取得する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(2) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)の定着と運用の高度化を図るため、次の取組みを行う。</p> <p>ア 事務リスク等の軽減のための予防措置の効果的な実施</p> <p>イ 役職員に対する研修及び職員に対する教育・訓練プログラムの充実</p> <p>ウ 業務上の課題、顧客からの要求等に効果的に対応するための仕組みづくり</p>	<p>【品質マネジメントシステムの運用の高度化】#2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ QMS内部監査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度はQMS内部監査を監事監査及び個人情報保護監査等と連動させ、多様な視点から効率性かつ効果的に事務リスク等の抽出を行った。 ・ 内部監査において抽出した事務リスク等については、改善計画を策定し、改善の取り組みを継続的にフォローアップする仕組みを構築した。 ○ QMS研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任職員、年金住宅融資等債権管理回収業務等の承継に伴う転籍者等を対象に、機構QMSの概要及び構築背景等についての研修を実施した。(対象者計56名) ○ QMS内部監査員研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ QMS内部監査に従事する者の監査能力向上を目的とした内部監査員研修を実施し、内部監査概要解説や実践的な演習を通じて、監査技術の向上を図った。(対象者37名) ○ マネジメントセッションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全役員を対象とした外部講師によるマネジメントセッションを開催し、QMSについて一層効果的な運用を展開していくため、現行の課題及び今後の具体的方策をとりまとめた。 ○ QMSの運営改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構業務に従事するに当たって必要となる力量(能力)とその習得のための教育・訓練プログラムを再編成した新力量管理体系を構築し、職員の能力向上に向けて総合的かつ効果的な管理を行えるようにした。 ・ 経営企画会議及びマネジメントレビューにおける指摘事項のフォローアップを的確に行えるように、対応状況を可視的に進捗管理できるよう措置した。 ・ 機構の委託先や購買先等(供給者)のより効果的な選定・育成を図るため、供給者に対する評価手法等の改善を行った。

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
		エ 医療貸付における代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等へのQMSの適用拡大及び平成19年度の認証取得に向けた取得条件の整備	○ 代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等へのQMS適用の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等へのQMSの適用拡大を図るため、手順書の作成等を進め、平成19年1月から順次運用を開始し、平成19年度中の認証取得に向けて準備を行った。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：2〉</p>

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(2) 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成する手段として人事評価制度を導入する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(3) 人事評価制度の運用の改善を図るとともに、人材の育成や活用についてスタッフ制やキャリアパスの導入に係る基本的な方針を取りまとめる。</p>	<p>【人事評価制度の運用の改善】 #3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度の適正な運用を図るため、各部署において期初に目標設定、達成基準及び達成困難度に偏向（甘辛）が生じないように目標設定会議を実施するとともに、期末には評価結果の確認・検証を行うための評価会議を実施した。 ○ 過去2か年半にわたる人事評価結果の分析を行い、その結果を基に制度の見直しを行った。併せて、現行の「人事評価制度運用マニュアル」を見直した。（平成19年4月施行） ○ 平成19年4月からの人事評価制度の見直し内容について、評価者（課長職）と被評価者に対する説明会を実施し、理解の浸透と評価技術の更なる向上を図った。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：3〉</p> <p>【人事評価結果の反映の拡大】 #4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賞与について、平成17年6月期から成績が良好な職員に対して支給率に差を設けたが、平成18年6月期からは成績が特に良好な職員についてその差を更に拡大するとともに、12月期からは成果が出せなかった職員に対しても支給率に差を設け、人事評価結果の反映の拡大を行った。 <p>【人材の育成及び活用についての検討】 #5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構業務に求められる高い専門能力を有する職員を育成するため、スタッフ制、キャリアパスの導入に向けて検討を行い、スタッフ職の業務内容、導入部門、必要な資格、研修体系等に関する方向性を取りまとめた。

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(3) 経営管理を担う経営企画会議（仮称）を設置するなどトップマネジメントを強力に補佐する体制を確立するとともに、事業運営の効果を高めるための企画調査部門を強化する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(4) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の適切かつ効率的な運営に努める。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく機構の融資業務を始めとした業務・組織全般の見直しの検討に当たっては、厚生労働省と連携し適切に対応する。</p>	<p>【経営企画会議等の運営】#6</p> <p>○ 国の政策と一体となって福祉医療分野の業務を多岐にわたって迅速的確に実施していくため、トップマネジメントの要として設置した経営企画会議を通じて、適時適切に提供される情報に基づき、経営判断及び各事業部門への迅速な対応の指示を実施した。</p> <p>○ 平成18年度においては、経営企画会議を13回開催し、事業計画等の基本方針の決定を行うとともに、福祉医療機構の組織・業務の見直し、次期中期計画の策定に向けた検討、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証をしたほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行った。</p> <p>○ 経営企画会議を支える下部委員会等においては、各部横断的に業務課題の分析検討及び意見の集約調整を行い、その成果を経営企画会議に提供した。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：4〉</p>

評価の視点	自己評価	A	評価項目 1	評 定	A	
<p>○ 中期目標期間中にISO9001を認証取得できたか。</p> <p>○ 認証取得後は、その規格要求事項である内部監査マネジメントレビュー、予防是正措置等について、マネジメントシステムが適正に運用されたか。</p> <p>○ 人事評価制度が中期目標期間中に導入されたか。</p> <p>○ 制度導入後、組織目標達成のためにどのように活用されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【組織のスリム化等】 #1</p> <p>○ 年金資金運用基金から平成18年4月1日に業務承継した承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を円滑に実施するための業務体制を整備するとともに、業務能力のレベルアップと組織のスリム化を目指して組織改正を行った。</p> <p>これらにより、業務が増大する中で、必要な組織強化とポスト数の増加等の抑制を行うことができ、適切な業務運営を推進することができた。</p> <p>【品質マネジメントシステムの運用の高度化】 #2</p> <p>○ 機構においては、平成16年11月に運用を開始したISO9001に基づく品質マネジメントシステムについて、中期計画目標を大幅に前倒しして、平成17年4月に認証を取得している。</p> <p>平成18年度においては、業務基盤として更なる運用の高度化を図るため、内部監査体制の充実により効果的な改善措置を講じるとともに、職員の能力向上を図るため新しい力量管理体系の構築等を行い、審査登録機関のサーベイランスから「マネジメントレビュー、内部監査、監視測定等が有効に機能している」との評価を得ることができた。</p> <p>○ 福祉医療代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等へのQMSの適用を平成19年1月から順次開始し、平成19年度中の認証取得に向けて準備を進めることができた。</p> <p>【人事評価制度の運用の改善】 #3</p> <p>○ 人事評価制度の適正な運用に資するため、目標設定時と評価時に各部において部長及び課長で構成される目標設定会議及び評価会議を開催した。これにより期初においては、職階毎に求められる役割に応じた目標や目標達成基準を客観的かつ明確に定め、同一職階間で偏向（甘辛）が生じないようにレベルを合わせるとともに、期末においては、評価を客観的かつ厳格に行うことができるようになり、人事評価の公平な運用が図られた。</p> <p>○ 過去2か年半における人事評価結果の分析を行い、その結果を基に、現行の人事評価制度の運用を改善し、組織目標の達成に貢献した職員の成果をより適切に人事評価結果に反映できるようにした。（平成19年4月施行）</p> <p>○ 人事評価制度の改善を踏まえ、現行の人事評価制度運用マニュアルを見直すとともに、評価の指標となるガイドラインを作成し、評価者の評価の視点の統一化を図った。</p>		<p>○ 人員数、評価システム、コスト管理の目標達成状況は良好であり評価する。</p> <p>○ 人事評価制度や経営企画会議等を効果的に運用していると評価する。</p> <p>○ 目標に達しており評価する。評価の低い人に対する意見聴取等、人事評価の公平な運用の更なる運用を期待する。</p> <p>○ ISO9001も取得し、組織内部においてPDCAサイクルを確立しており評価する。</p> <p>○ 人事評価もうまく行われていて、効率化に努めている。</p> <p>○ ISO9001は取得済みであり、審査登録機関から有効に機能しているとの評価を受けていることは評価できる。職員の組織目標達成貢献度が評価される仕組みとなっており評価する。</p> <p>○ 人事評価制度の結果の反映が具体的にされていることを評価する。</p> <p>○ 新規採用を控えて常勤職員数を抑制した事を評価する。</p> <p>○ 目標管理による業務の向上を評価する。</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理を担う会議を設置し、トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう適切な業務運営が行われているか。 ○ トップマネジメントが業務運営の状況を定期的に把握するシステムが確立され、適切に運用されているか。 ○ 企画調査部門の強化を目指した組織改正が実施され、事業運営の効果を高めるために適切に機能しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員に対して、人事評価制度の見直しに関する説明会を実施し、過去2か年半の人事評価結果の分析結果、分析結果から抽出された制度運用に関する課題及びその課題を解消するための制度の見直しの概要について説明し、人事評価制度への理解を深めることができた。 <p>【人事評価結果の反映の拡大】 #4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賞与について、平成17年6月期から成績が良好な職員に対して支給率に差を設けてきたが、平成18年6月期からは成績が特に良好な職員についてその差を更に拡大するとともに、12月期からは成果が出せなかった職員に対しても支給率に差を設けることとした。これにより、人事評価に基づく処遇をより適切に行えるようになり、職員の士気の向上が図られた。 <p>【トップマネジメント機能の発揮】 #6</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営企画会議等を積極的に開催し、重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を行った。 <p>【企画調査部門の強化】 #6</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年10月に新設された業務管理課は、QMSの統括部門として、認証の取得、QMSの定着等実績を上げ、また、管理会計の導入検討、ALM等の信用リスク分析など、組織横断的な管理手法の高度化に取り組んでおり、組織改正の目的に沿った、高い企画能力を発揮している。 ○ 平成15年10月に企画指導部に移管された調査室においては、同部の経営指導課と連携して、平成18年度において、社会福祉法人の経営に関するアンケート調査結果を取りまとめたほか、経営診断分析の基礎資料の提供を行い、経営診断機能の強化に貢献した。 	
---	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(4) 事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(5) 平成17年度に実施した管理会計試行プロジェクトの結果に基づき、費用対効果分析手法の検討を行う。</p>	<p>【業務目標の適切な管理】#7</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業部門においては、平成18年度計画に基づき、上期及び下期毎に組織の重点目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。 ○ 組織目標の進捗状況については、QMSに基づき毎月の経営企画会議において、マネジメントレビューを行った。これにより、トップマネジメントは常に業務の進捗状況を把握し、適切な経営判断を行うことができた。 ○ また、QMSと合わせて、人事評価制度において個人目標の進捗管理を徹底することにより、組織目標の達成に向けて、業務を効率的かつ効果的に実施することができた。 <p>【管理会計制度の検討】#8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団経営指導事業において費用対効果測定の基礎データ収集を行い、分析手法の検討を行った。

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(5) 業務運営におけるリスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会（仮称）を設置するなど機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入する。その際、業務委託先や助成先に対する監査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機構業務全般にわたる恒常的なリスク管理に活用する。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を行うことにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努める。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(6) 事務リスク管理については、継続的にリスクの洗い出しを行うとともに、引き続き、リスク回避等その対応策を取りまとめる。</p> <p>福祉医療貸付事業については、リスク管理債権を債権区別に適切に管理するとともに、審査業務に資するためリスク管理債権の発生要因別の分析を行う。また、診療報酬債権等担保融資制度に係る債権については、マニュアルに基づき適切な債権管理・回収を行う。</p> <p>貸出条件緩和債権については、事業の公共性、経営状態等を十分に把握し、適正な審査を行うとともに、リスク管理債権の回収については、特に毀損の著しい債権（破綻先債権・6か月以上の延滞債権）の管理の徹底を図り、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>なお、リスク管理債権の抑制の観点から、業況注視等を要する貸付案件についてのモニタリングの強化を図る。</p>	<p>【事務リスクへの対応】#9</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関に対する監査結果に基づき、債権保全面でのリスク回避方策について、事業部に対して提案を行い、改善措置を講じることができた。 ○ 事務リスク部会とISO部会とを統合し総合的整理が行える体制を整備するとともに、QMS内部監査等により、事務リスク（業務運営における課題等）を抽出し、案件ごとに改善計画を策定し、改善の取組を継続的にフォローアップする仕組みを構築した。 <p>【福祉医療貸付における適切な債権管理】#10</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理債権を債権区別に以下のとおり適切に管理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の厳しい経営環境を踏まえ、平成18年度からリスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、リスク管理債権の債権区別の管理・処理状況、発生要因、個別債権の状況等について、四半期ごとに分析結果をとりまとめ、役員等幹部に報告し、関係者の認識の統一を図った。 ・ 医療制度改革に伴い、経営環境が厳しくなると予想される療養病床を有する貸付先の状況等について役員等幹部に報告した。また、新規延滞等の状況の把握を行い、四半期ごとに役員等幹部に報告した。 ・ 特に懸案であった毀損の著しい債権のうち、3件については担保権の実行等の法的処置を実施し債権の回収を図り、併せて保証人に対する訴訟提訴を実施した。加えて、未回収債権については債権償却等の適切な処理を行いその債権の減額を図った。 ○ 職員の業務能力の向上を図るため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理債権の発生要因等を分析し、貸付担当部署にフィードバックのための情報交換会を実施（2回）し、審査実施のレベルアップに努めた。 ・ 貸付及び債権管理担当部署の職員を対象として、顧問弁護士による勉強会を開催（2回）し、融資業務・債権管理のスキルアップに努めた。 ○ 診療報酬債権等担保融資制度に係る債権管理を適切に実施するため、約定遅延案件について、きめ細かい督促（現地調査を含む）を実施した。（平成18年度における回収は5件17百万円）

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

			<p>○ 貸出条件緩和債権については、担当部内に設置した審査会において、事業の公共性、経営状態等を十分に把握し、貸付先からの改善計画書を基に審査を行い、適正な管理を行った。</p> <p>○ リスク管理債権の抑制を図るため、業況注視を要する案件について、事業報告書の分析とともに、特に問題のある案件について、モニタリング等の継続的なフォローを実施した。(継続的なフォロー案件7件) また、業況注視案件の効率的かつ適切な継続的フォローを実施するために、そのマニュアルの作成を検討した。</p> <p>【リスク管理債権比率】 #11</p> <p>○ 平成18年度においては、貸出条件緩和債権について改善計画に沿った経営の見直し状況をきめ細かく継続的にフォローすることに努め、貸出条件緩和債権の正常化が図られた。 また、新規案件については適正な審査を行った結果、貸出条件緩和債権は前年度と比較し約32億円の減少となった。 しかしながら、医療・介護施設を取り巻く経営環境は益々厳しさを増し、それに伴い3か月以上の延滞先が昨年度に比して大幅に増加したことに加えて、経営破綻、民事再生開始となった先も増加し、平成18年度リスク管理債権比率は1.50%（前年比+0.27%）となった。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成18年 3月末</th> <th style="text-align: center;">平成19年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td style="text-align: center;">1.23%</td> <td style="text-align: center;">1.50%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td style="text-align: center;">0.09%</td> <td style="text-align: center;">0.18%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td style="text-align: center;">0.49%</td> <td style="text-align: center;">0.57%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td style="text-align: center;">0.02%</td> <td style="text-align: center;">0.20%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align: center;">0.63%</td> <td style="text-align: center;">0.55%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td style="text-align: center;">(百万円) 42,328</td> <td style="text-align: center;">(百万円) 51,229</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td style="text-align: center;">(百万円) 3,435,572</td> <td style="text-align: center;">(百万円) 3,420,990</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 総貸付残高には、貸付受入金を含む。</p>	区 分	平成18年 3月末	平成19年 3月末	リスク管理債権比率	1.23%	1.50%	破綻先債権	0.09%	0.18%	6か月以上延滞債権	0.49%	0.57%	3か月以上延滞債権	0.02%	0.20%	貸出条件緩和債権	0.63%	0.55%	リスク管理債権	(百万円) 42,328	(百万円) 51,229	総貸付残高	(百万円) 3,435,572	(百万円) 3,420,990
区 分	平成18年 3月末	平成19年 3月末																									
リスク管理債権比率	1.23%	1.50%																									
破綻先債権	0.09%	0.18%																									
6か月以上延滞債権	0.49%	0.57%																									
3か月以上延滞債権	0.02%	0.20%																									
貸出条件緩和債権	0.63%	0.55%																									
リスク管理債権	(百万円) 42,328	(百万円) 51,229																									
総貸付残高	(百万円) 3,435,572	(百万円) 3,420,990																									

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(6) 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM（資産負債管理）システムを活用する。そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。</p> <p>① 調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の発行期間を検討する。</p> <p>② 調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う。</p> <p>③ 貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。</p> <p>また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や産担保証券（ABS）の活用可能性を調査・研究する。</p>	<p>第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(7) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、職員に対して、ALMモデル分析の理解を深め、分析手法を習得するための研修等を実施する。</p> <p>また、貸付、債権管理、経理等の担当部署が保有する信用リスクに係る情報を総合的に把握し、共有化するための仕組みづくりに取り組むとともに、信用リスク分析のためのモデルを構築する。</p> <p>他法人の資産担保証券（ABS）の発行状況等の情報収集に努めるとともに、発行環境及び発行条件の分析を行う。</p>	<p>【ALMシステムの活用】 #12</p> <p>○ 平成18年度においては、月次モデルを用いて、平成17年度決算データに基づくマチュリティアダー及びデュレーションの状況分析、財投機関債発行方針策定のための財投機関債がALMバランスに与える影響の試算、平成19年度予算要求に向けた貸付残高の試算等を行い、経営企画会議等に報告した。</p> <p>【信用リスクモデル分析の実施】 #13</p> <p>○ 平成17年度に構築した「リスク管理債権比率推計モデル」について、平成17年度信用リスク管理債権の遷移実績をもとにデータの更新を行うとともに、当モデルの運用上の留意点、問題点について担当職員間の共通認識形成等を目的とし、手順書（マニュアル）を作成した。また、金融業務に係るリスク（信用リスク、市場関連リスク）管理の現状につき整理を行った。</p> <p>【資産担保証券（ABS）の発行環境等の分析】 #14</p> <p>○ 資産担保証券（ABS）について、他法人の発行状況等の情報を収集し、発行環境及び発行条件の分析を行った。</p>

中期目標		中期計画		18年度計画		18年度の業務の実績	
		第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (7) 電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人の在り方に即し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、適切に対応する。		第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (8) 効率的な事務処理を推進する観点から、電子申請に適用する業務の検討を行うとともに、機構の情報システムの利活用についても併せて検討する。		【電子政府化への対応】#15 ○ 【長寿・子育て・障害者基金事業】（【助成手続きの電子化の実施方針検討】）を参照 ○ 【退職手当共済事業】（【掛金納付対象職員届の電子申請化の検討】）を参照 ○ 業務の電子化及びWAM NETの利活用について調査・検討を行った。	
評価の視点		自己評価	A	評価項目 2	評価	A	
○ 事業部門毎の業務目標が設定され、適切な進行管理が行われているか。 ○ 機構にふさわしい管理会計の仕組みについて調査・検討を行い、導入計画を策定し、計画に沿った取り組みを行ったか。 ○ リスク管理を担当する委員会が設置・運営されるなど、機構業務全般にリスク管理体制が確立されているか。 その際、業務委託先や助成先も含めた業務上の問題点の把握も行われているか。 ○ 福祉医療貸付事業については、リスク管理の改善が図られ、リスク管理債権比率が中期計画の数値を達成しているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化や貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。		(理由及び特記事項) 【業務目標の適切な管理】#7 ○ 各事業部門は中期計画と連動して平成18年度の業務目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの組織目標及び個人目標は、QMSと人事評価制度に基づき適切に進行管理が行われ、平成18年度においても、機構業務全般にわたり高い実績を上げることができた。 【管理会計制度の検討】#8 ○ 集団経営指導事業において費用対効果測定の基礎データの収集を行い、分析手法の検討を進めた。 【事務リスクへの対応】#9 ○ 受託金融機関に対する監査の結果を整理し、債権保全に問題がある事項について、事業部に報告するとともに、リスク回避となる方策を提案した結果、様式の改正等により改善措置された。 ○ 事務リスク部会とISO部会とを統合し総合的管理が行える体制を整備するとともに、QMS内部監査等によって抽出した事務リスク（業務運営における課題等）の改善とフォローアップを効果的に行える仕組みを講じることができた。 【リスク管理債権比率】#10,11 ○ リスク管理債権を適正に管理するために、新規延滞等の状況把握、発生要因分析を行い債権管理部門と貸付担当部門との連携の強化を図り、積極的な債権回収を実施した。特に貸出条件緩和債権について改善計画に沿った経営の見直し状況を細かくフォローし、当該債権の正常化に努めた。しかしながら、医療・介護施設等を取り巻く経営環境が厳しくなり、平成18年度リスク管理債権比率は1.50%（前年比+0.27%）となった。		○ 業務目標の設定について目標達成状況は良好であり評価する。 ○ 診療報酬・介護報酬の改定による施設の経営環境の悪化に伴い、今後のリスク管理債権比率の増大が予測される。対策は難しいと思うが、適切な対応を期待する。 ○ 各項目で目標を上回っており評価する。 ○ リスク管理委員会の適切な運営等、チェック体制が整っている事を評価する。			

<p>○ 定期的な財務構造の把握、財投機関債の発行期間の検討及び貸付条件の見直し等にALMシステムが適切に活用されているか。</p> <p>○ 各事業の整理・合理化を踏まえ業務の電子化に適切に対応できているか。 なお、本事項の遂行に当たっては、厳しい経費削減目標との関係上、可能な範囲での実施となる事情を考慮する。</p> <p>○ システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p> <p>○ 業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p>	<p>【ALMシステムの活用等】 #12,13</p> <p>○ 予算要求・制度改正等のタイミングに合わせ、ALMシステムによる各種の試算・分析を実施し、平成19年度事業の貸付条件等の意思決定及び平成19年度における財投機関債の発行等に関する意思決定に有効に活用することができた。</p> <p>○ 平成17年度に構築したリスク管理債権比率推計モデルについて、データの更新を行うとともに、手順書（マニュアル）を作成し、モデルの精度向上等に努めた。</p> <p>【資産担保証券（ABS）の発行環境等の分析】 #14</p> <p>○ 資産担保証券（ABS）については、平成17年度に基礎的な調査を終了したが、コスト面に課題があり、平成18年度においては、他法人の発行状況等の情報を収集し、発行環境及び発行条件の分析を進めた。</p> <p>【電子政府化への対応】 #15</p> <p>○ 長寿・子育て・障害者基金事業における電子申請の範囲と仕組みについて検討を進めた。</p> <p>○ 退職手当共済事業における掛金納付対象職員届にかかる電子申請システムを構築することができた。</p> <p>【システムの監査及び刷新可能性調査】 #21</p> <p>○ 業務・システムの最適化の実施に向けて、システム監査及び刷新可能性調査を計画どおりに実施することができた。 また、システム監査指摘事項への対応としてシステム運用等外部委託業者からの報告様式、納品様式の統一を行うことができた。</p> <p>○ 情報化統括責任者（CIO）補佐官による研修を実施し、職員のITリテラシーの向上に努めた。</p>	
---	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減
 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。
 なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の額を節減すること。
 また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の額を節減すること。
 さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請や金融情勢の変化により影響を受けることについて配慮する。
 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。
 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(8) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。
 なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。
 また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。
 さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。この場合、社会経済情勢の変化による影響を考慮する。
 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に、人件費について、5%以上の削減を行う。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として2%以上の削減に取り組むこととする。
 ただし、平成18年度に承継される年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準とする。
 併せて、国家公務員の給与構造改革も踏まえ、引き続き、勤務実績の給与への反映等の取組を行う。

第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(9) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、引き続き効率的な利用に努める。
 なお、承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努める。
 また、福祉医療貸付事業については、事業費削減に関する中期目標の達成に向けて継続的に取組を行う。
 「行政改革の重要方針」を踏まえ、組織のスリム化を図りつつ、人材の機能的な活用を推進し、職員数の抑制に努め、人件費の削減に取り組む。

【一般管理費等の削減】#16

○ 機構においては、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。
 ○ 平成18年度においては、平成14年度と比較して、経費を10.3%削減した予算を作成し、その執行に当たり、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費を予算に対して98.3%の執行に抑えることができた。
 また、承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めることができた。

《一般管理費(労災年金担保貸付事業に係るものを除く)、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費》

(単位：百万円、%)

項 目	14年度 基準年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
削減対象 経 費	5,901	2,889	5,618	5,456	5,295	5,133
対14年度比	100.0	49.0	95.2	92.5	89.7	87.0

※ 17年度には、特殊要因分である社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴うシステム開発等経費(80百万円)は含まない。
 ※ 15年度は、独立行政法人設立後の6か月分を計上している。

〈添付資料：5,6〉

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績															
			<p>【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】 #17</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構においては、労災年金担保貸付業務経費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。 ○ 平成18年度においては、平成16年度と比較して、経費を6.0%削減した予算を作成し、その執行に当たり、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、予算に対して81.8%の執行に抑えることができた。 <p>≪労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付事業に係る業務経費等の経費≫</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円、%)</p> <table border="1" data-bbox="2211 863 2884 1052"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>16年度 基準年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減対象経費</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>対16年度比</td> <td>100.0</td> <td>97.0</td> <td>94.0</td> <td>91.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福祉医療貸付事業費の削減】 #18</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付事業費については、平成18年度において平成14年度と比較して13.7%削減した予算を設定し、その範囲内での執行となった。 <p>【人件費の削減】 #19</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を確実に実行するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組んだ。 	項 目	16年度 基準年度	17年度	18年度	19年度	削減対象経費	36	35	34	33	対16年度比	100.0	97.0	94.0	91.0
項 目	16年度 基準年度	17年度	18年度	19年度														
削減対象経費	36	35	34	33														
対16年度比	100.0	97.0	94.0	91.0														

評価の視点		自己評定	A	評価項目 3	評定	A	
<p>○ 一般管理費（労災年金担保貸付事業並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費を除く。）、福祉保健医療情報サービス事業等の削減対象経費について、中期計画予算における一般管理費、人件費、各業務経費及び減価償却費の合算額が、平成14年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>なお、削減対象経費のうち自己収入を得るために要した費用については考慮する。</p> <p>○ 労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の削減対象経費について、平成16年度においては、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めるとともに、平成17年度以降においては、中期計画予算における一般管理費、人件費及び業務経費の合算額が、平成16年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業費の削減対象経費について、中期計画予算における支払利息、業務委託費、債券発行諸費及び貸付回収金充当費の合計額が平成14年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>なお、この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請による貸付残高の変動や金融情勢の変化に伴う金利変動による影響を控除する。</p> <p>○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の削減対象経費について、平成18年度においては、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めるとともに、平成19年度においては、中期計画予算における一般管理費、人件費及び業務経費の合算額が、平成18年度の相当経費と比較して中期目標の数値を達成しているか。</p> <p>○ 一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて5%以上の削減を行うための取組を進めたか。</p> <p>○ 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【一般管理費等の削減】 #16</p> <p>○ 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、平成18年度において常勤職員数を抑制する等、人件費の削減等を行った結果、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費が予算額に対し98.3%の執行となり、削減を行うことができた。</p> <p>【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】 #17</p> <p>○ 平成18年度において他の勘定と同様に常勤職員数を抑制する等、人件費の削減を行った結果、一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費が予算額に対し81.8%の執行となり、削減を行うことができた。</p> <p>【福祉医療貸付事業費の削減】 #18</p> <p>○ 福祉医療貸付事業費については、金利情勢の変化に伴う当該影響を控除した平成18年度における支払利息、業務委託費、債券発行諸費の合計額が平成14年度の相当経費と比較し、13,637百万円の削減を行い、対平成14年度83.9%の執行を行うことができた。</p> <p>【承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費の削減】 #16</p> <p>○ 承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費（承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。）については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努めることができた。</p> <p>【人件費の削減】 #19</p> <p>○ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を確実に実行するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組んだ。</p> <p>【人事評価結果の反映の拡大】 #4</p> <p>○ 国家公務員の給与構造改革に先んじて、平成16年4月に役員報酬の引下げを実施したほか、職員給与についても平成17年1月から職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした給与水準の引下げを行った。また、平成16年度から人事評価制度を導入し、賞与について、平成17年6月期から成績が良好な職員に対して支給率に差を設けてきたが、平成18年6月期からは成績が特に良好な職員についてその差を更に拡大するとともに、12月期からは成果が出せなかった職員に対しても支給率に差を設けることとした。</p>			<p>○ 業務の管理と充実、そして効率化の目標達成状況は良好であり評価する。</p> <p>○ 各項目全般について、目標を達成しており評価する。</p> <p>○ 計画を上回る達成を評価する。</p>		

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

(4) 利用者に対するサービスの向上
個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施により、業務運営における利用者対応の充実を図ること。

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(9) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。

第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(10) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、引き続きホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。

【ホームページを活用した迅速かつ正確な情報提供】#20

- 機構のサービスの利用者等の利便性の向上を図るため、ホームページに全ての事業についての事業概要、制度案内、利用手続等を掲載し、迅速かつ正確な情報提供を行った。
- また、機構のホームページは利用者等への情報発信源であり、利用者等の関心が高い情報については、速やかに最新の情報を「新着情報」として掲載し、その周知徹底を図った。
なお、平成18年度に新設又は更新した主な重要情報は、以下のとおりである。

事 業 等	平成18年度実施状況
福祉医療貸付事業	・貸付金利の改定情報(10回更新) ・福祉貸付における協調融資制度の概要と契約締結金融機関(7回更新)
福祉医療経営指導事業	・平成18年度セミナーの開催案内
長寿・子育て・障害者基金事業	・平成19年度募集要領 ・平成17事業年度分事後評価結果
退職手当共済事業	・社会福祉施設等退職手当共済制度の改正に伴う改正約款及び様式記載例
心身障害者扶養保険事業	・平成17年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測
年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報(5回更新) ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例 ・生活保護受給中の者に対する年金担保貸付の利用制限のお知らせ
労災年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報(9回更新) ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例 ・生活保護受給中の者に対する労災年金担保貸付の利用制限のお知らせ
承継年金住宅等債権管理回収業務	・新設
承継教育資金貸付けあっせん業務	・新設

評価の視点	自己評定	—	評定	
○ 利用希望者の利便性を向上させるため、どのような措置が講じられたか。	(理由及び特記事項) 【ホームページを活用した迅速かつ正確な情報提供】#20 事業毎の実績で評価			

中期目標		中期計画		18年度計画		18年度の業務の実績	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 (5) 業務・システムの最適化の実施 福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。 このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。		第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (10) 業務・システムの最適化の実施のため、福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。 このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表する。		第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 (11) 業務・システムの最適化の実施に向けて、システムの監査、刷新可能性調査、業務・システムの最適化計画策定のための業者と契約を締結し、対象となるシステムの監査及び刷新可能性調査を行う。		【システムの監査及び刷新可能性調査】#21 ○ 業務・システムの最適化の実施に向けて、システムの監査、刷新可能性調査、業務・システムの最適化計画策定のための業者と平成18年4月に契約を締結し、対象となるシステムの監査を6月から9月に、刷新可能性調査を10月から3月に実施した。 ○ 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、職員のITリテラシーの向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官による研修を実施した。(開催回数:4回、参加者数:217人)	
評価の視点		自己評定	—		評価		
○ システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。 ○ 業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。		(理由及び特記事項) 【システムの監査及び刷新可能性調査】#21 評価項目2で評価					

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績																																						
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>独立行政法人通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置</p>																																						
<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施する。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1546 1010 2190 1478"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成18事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">383,700,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td style="text-align: right;">419,700,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原 資</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">330,100,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等</td> <td style="text-align: right;">89,600,000</td> </tr> <tr> <td>(うち財投機関債)</td> <td style="text-align: right;">(81,500,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成18事業年度			千円	貸付契約額		383,700,000	資金交付額		419,700,000	原 資	財政融資資金借入金	330,100,000	貸付回収金等	89,600,000	(うち財投機関債)	(81,500,000)	<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="2237 1010 2881 1478"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成18事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">276,485,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td style="text-align: right;">307,221,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原 資</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">253,600,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等</td> <td style="text-align: right;">53,621,000</td> </tr> <tr> <td>(うち財投機関債)</td> <td style="text-align: right;">(49,978,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成18事業年度 (実績)			千円	貸付契約額		276,485,600	資金交付額		307,221,000	原 資	財政融資資金借入金	253,600,000	貸付回収金等	53,621,000	(うち財投機関債)	(49,978,000)
区 分		平成18事業年度																																							
		千円																																							
貸付契約額		383,700,000																																							
資金交付額		419,700,000																																							
原 資	財政融資資金借入金	330,100,000																																							
	貸付回収金等	89,600,000																																							
	(うち財投機関債)	(81,500,000)																																							
区 分		平成18事業年度 (実績)																																							
		千円																																							
貸付契約額		276,485,600																																							
資金交付額		307,221,000																																							
原 資	財政融資資金借入金	253,600,000																																							
	貸付回収金等	53,621,000																																							
	(うち財投機関債)	(49,978,000)																																							

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
------	------	--------	------------

第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項

1 福祉医療貸付事業

(1) 業務運営の効率化に関する事項

ア 国の福祉政策や医療政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い融資内容となるよう努めること。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置等に臨機応変に対応する。

こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度に応じて重点化した融資メニューや合理的な金利体系への改善を図ることにより費用対効果を高めていく。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 福祉医療貸付事業については、国の政策と密接に連携し、国の指針等に即して地方公共団体が策定する公的介護施設等の整備計画及び次世代育成支援に関する行動計画に基づく整備並びに自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した整備等、介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備に積極的に貢献する。

併せて、医療制度改革に対応して医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。

なお、これらの整備に係る貸付けに当たっては、国の交付金制度の変更を踏まえ、適切な対応を図る。

【福祉貸付事業の実績】 #22

○ 平成18年度の福祉貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。

《貸付審査の実績》

(金額：百万円)

施設の種類の	貸付審査の実績			
	件数	割合	金額	割合
老人福祉関係施設	326	38.5%	110,600	82.6%
うち特別養護老人ホーム	256	30.2%	101,145	75.5%
児童福祉関係施設	270	31.8%	13,112	9.8%
うち保育所	234	27.6%	10,998	8.2%
障害者福祉関係施設	247	29.1%	9,435	7.0%
その他	5	0.6%	771	0.6%
計	848	100.0%	133,918	100.0%

※ 児童及び障害者福祉関係施設には「つなぎ資金」の128件分を含んでいる。(児童10件、障害118件)

【福祉貸付に係る政策適合性】 #23

補助金等が交付された施設に対する融資

○ 平成18年度の福祉貸付事業においては、国及び地方公共団体の政策を支援する観点から、老人福祉関係施設については地域介護・福祉空間整備等交付金及び都道府県等の補助金が交付された施設整備、児童福祉関係施設については次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助金が交付された施設整備、障害者福祉関係施設については自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した施設整備等の補助金が交付されたものに対して重点的融資を実施した。

なお、平成18年度の機構融資(720件)の99.7%(718件)が交付金等の補助金が交付された施設に対する融資となっている。

※ 機構融資件数には「つなぎ資金」を含まない。

地域密着型サービスに対する融資

○ 介護保険制度改革に伴う小規模多機能型居宅介護事業等の地域密着型サービスに対する融資については、平成19年3月末現在で91件の貸付審査を行った。

※ なお、貸付審査件数の91件については、当該事業を主たる事業としたものみの件数である。

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

施 設 の 種 類	貸付審査の実績 (つなぎ資金を除く)	うち交付金等の補助金 が交付された施設整備
老人福祉関係施設	326件	325件
児童福祉関係施設	260件	260件
障害者福祉関係施設	129件	129件
そ の 他	5件	4件
計	720件	718件

障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付

- 障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年4月及び10月から新体系等に移行する事業者について、運営費の支払が約3か月遅れることにより、事業者の資金繰りが苦しくなることから、つなぎ資金(経営資金)について特例貸付を行い、平成19年3月末現在で128件の貸付審査を行った。

〈添付資料：7〉

【医療貸付事業の実績】 #24

- 平成18年度の医療貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。

《貸付審査の実績》

(金額：百万円)

区 分	病院	診療所	介護老人 保健施設	その他	計
審 査 件 数	67	135	56	-	258
(構成割合)%	(26.0)	(52.3)	(21.7)	(-)	(100.0)
審査承認金額	73,421	7,013	32,097	-	112,531
(構成割合)%	(65.3)	(6.2)	(28.5)	(-)	(100.0)

※件数とは施設件数である。

※療養病床の再編成に伴う経営安定化資金を除く。

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績																																																																												
			<p>【医療貸付に係る政策適合性】 #25</p> <p>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。 ○ 平成18年度の病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="2223 737 2881 1083"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">病院病床・診療所不足地域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">新築資金</th> <th colspan="2">甲種増改築資金</th> </tr> <tr> <th>資金の種類</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>9件</td> <td>1,354</td> <td>23件</td> <td>6,254</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>13.4%</td> <td>8.5%</td> <td>34.3%</td> <td>39.0%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>117件</td> <td>256</td> <td>16件</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>86.7%</td> <td>79.0%</td> <td>11.8%</td> <td>21.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>126件</td> <td>1,610</td> <td>39件</td> <td>6,322</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2223 1115 2881 1472"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">病院病床・診療所充足地域</th> <th colspan="2" rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">乙種増改築資金</th> </tr> <tr> <th>資金の種類</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>35件</td> <td>8,415</td> <td>67件</td> <td>16,023</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>52.3%</td> <td>52.5%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>2件</td> <td>0</td> <td>135件</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>1.5%</td> <td>0.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37件</td> <td>8,415</td> <td>202件</td> <td>16,347</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小規模病院に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90%）を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。 	施設の種類	病院病床・診療所不足地域				新築資金		甲種増改築資金		資金の種類	件数	病床数	件数	病床数	病院	9件	1,354	23件	6,254	(構成割合)%	13.4%	8.5%	34.3%	39.0%	診療所	117件	256	16件	68	(構成割合)%	86.7%	79.0%	11.8%	21.0%	計	126件	1,610	39件	6,322	施設の種類	病院病床・診療所充足地域		計		乙種増改築資金		資金の種類	件数	病床数	件数	病床数	病院	35件	8,415	67件	16,023	(構成割合)%	52.3%	52.5%	100.0%	100.0%	診療所	2件	0	135件	324	(構成割合)%	1.5%	0.0%	100.0%	100.0%	計	37件	8,415	202件	16,347
施設の種類	病院病床・診療所不足地域																																																																														
	新築資金		甲種増改築資金																																																																												
資金の種類	件数	病床数	件数	病床数																																																																											
病院	9件	1,354	23件	6,254																																																																											
(構成割合)%	13.4%	8.5%	34.3%	39.0%																																																																											
診療所	117件	256	16件	68																																																																											
(構成割合)%	86.7%	79.0%	11.8%	21.0%																																																																											
計	126件	1,610	39件	6,322																																																																											
施設の種類	病院病床・診療所充足地域		計																																																																												
	乙種増改築資金																																																																														
資金の種類	件数	病床数	件数	病床数																																																																											
病院	35件	8,415	67件	16,023																																																																											
(構成割合)%	52.3%	52.5%	100.0%	100.0%																																																																											
診療所	2件	0	135件	324																																																																											
(構成割合)%	1.5%	0.0%	100.0%	100.0%																																																																											
計	37件	8,415	202件	16,347																																																																											

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績
---------	---------	------------	------------

			<p>○ 平成18年度の病床規模別の貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:33%;">審査件数 (平成18年度)</th> <th style="width:33%;">200床未満の病院 の審査件数</th> <th style="width:33%;">割 合</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">67件</td> <td style="text-align: center;">34件</td> <td style="text-align: center;">50.7%</td> </tr> </table> <p>臨床研修病院及び近代化整備事業に対する融資</p> <p>○ 国の医療政策に即し、臨床研修病院の整備及び老朽病院の円滑な建替えを推進するため、これらの施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（90%）を適用し、整備の支援を行った。</p> <p>なお、病床充足地域における近代化整備事業は、病床の削減を伴う老朽病院の建替えであり、機構融資においては融資率の特例に加えて、金利においても特例措置（優遇金利の適用）を講じている。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:33%;">審査件数 (平成18年度)</th> <th style="width:33%;">臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数</th> <th style="width:33%;">割 合</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">67件</td> <td style="text-align: center;">21件</td> <td style="text-align: center;">31.3%</td> </tr> </table> <p>医療の機能分化の推進</p> <p>○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、平成18年度においては、医療の機能分化の観点から以下のとおり貸付審査を行い、特定病院等の整備促進に努めた。平成18年度の特定病院等の審査件数は59件であり、全病院の審査件数67件に対し、88.1%を占めている。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">病 院 の 種 類</th> <th style="width:20%;">平成18年度 貸付審査の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医育機関附属病院（大学病院）</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>臨 床 研 修 病 院</td> <td style="text-align: center;">19件</td> </tr> <tr> <td>200床以上の精神（指定）病院</td> <td style="text-align: center;">13件</td> </tr> <tr> <td>100床以上の医師会立開放型病院</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>100床以上の特殊診療機能を有する病院</td> <td style="text-align: center;">30件</td> </tr> <tr> <td>療養病床を有する病院</td> <td style="text-align: center;">30件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※該当項目重複有り。</p>	審査件数 (平成18年度)	200床未満の病院 の審査件数	割 合	67件	34件	50.7%	審査件数 (平成18年度)	臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数	割 合	67件	21件	31.3%	病 院 の 種 類	平成18年度 貸付審査の実績	医育機関附属病院（大学病院）	1件	臨 床 研 修 病 院	19件	200床以上の精神（指定）病院	13件	100床以上の医師会立開放型病院	1件	100床以上の特殊診療機能を有する病院	30件	療養病床を有する病院	30件
審査件数 (平成18年度)	200床未満の病院 の審査件数	割 合																											
67件	34件	50.7%																											
審査件数 (平成18年度)	臨床研修病院及び近代化整備事業の審査件数	割 合																											
67件	21件	31.3%																											
病 院 の 種 類	平成18年度 貸付審査の実績																												
医育機関附属病院（大学病院）	1件																												
臨 床 研 修 病 院	19件																												
200床以上の精神（指定）病院	13件																												
100床以上の医師会立開放型病院	1件																												
100床以上の特殊診療機能を有する病院	30件																												
療養病床を有する病院	30件																												

中 期 目 標	中 期 計 画	18 年 度 計 画	18年度の業務の実績						
			<p>療養病床再編に伴う経営安定化資金の融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床の再編成に伴い、一時的に資金繰りに困難を来す病院等に対して、経営安定化資金として22件の審査実績を上げた。 <p>※審査実績</p> <table border="0"> <tr> <td>病 院</td> <td>21件</td> <td>1,354百万円</td> </tr> <tr> <td>診 療 所</td> <td>1件</td> <td>10百万円</td> </tr> </table>	病 院	21件	1,354百万円	診 療 所	1件	10百万円
病 院	21件	1,354百万円							
診 療 所	1件	10百万円							
<p>イ 政策融資としての機能を毎年点検することとし、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。また、中期目標期間中の新規契約分のうち、国の政策目的の達成のために特に定めるもの以外は、将来にわたる利差益を確保するよう事業運営を行うこと。</p>	<p>イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直す。</p> <p>こうした事業の効率化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した上で、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p>	<p>【融資条件の見直し】 #26</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊法人等整理合理化計画に伴う措置として、病院等融資について、政策融資としての機能を点検し、平成18年度においては、以下のとおり医療貸付の融資条件の見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a アスベスト対策事業に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ b 助産所、歯科技工所、医療従事者養成施設に対する貸付利率の見直し c 法令に基づく命令若しくは指示又はこれに代わる指導を受けて行われる乙種増改築事業に対する貸付利率の見直し d 調剤を専門とする薬局又は主として調剤を行う薬局に対する貸付利率の見直し e 「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に従って整備する疾病予防運動施設に対する融資率の引下げ <p style="text-align: right;">〈添付資料：8〉</p>						

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
			<p>○ また、福祉貸付においても、平成18年度において、以下のとおり見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a アスベスト対策事業に係る整備事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ b 耐震化等に係る改築・修繕等事業に対する融資率の引上げ c 災害復旧事業に係る整備事業に対する融資率の引上げ及び無利子期間の延長(2年以内から全期間へ) d 小規模多機能型居宅介護事業に係る施設の貸付対象化 e 基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム等の整備事業に対する融資率の引下げ f 養成施設及び職員研修施設に対する貸付金利の見直し g 老人福祉センター、在宅複合型施設を融資対象から除外 h 障害者自立支援法の施行に伴うつなぎ資金の特例貸付(4月分及び10月以降の移行分) <p>【利差益の確保】#27</p> <p>○ 平成18年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達金利差0.062%、利差額90百万円を確保することができた。</p> <p style="text-align: right;">〈添付資料：9〉</p>

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要動向を可能な限り事前予測することにより、事業の計画的な推進を図ること。</p>	<p>ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。なお、福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。</p>	<p>ウ 福祉貸付においては、国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、都道府県等地方公共団体に対する需要調査を行い、事業の計画的推進を図る。</p> <p>医療貸付においては、事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、利用者に対する定期調査について、医療制度改革を踏まえた調査項目の見直しを図る。</p>	<p>【福祉貸付の需要動向予測】#28</p> <p>○ 国の政策と密接に連携した融資を実施するため、都道府県等地方公共団体に対し、機構融資についての需要調査を行った。機構においては、この調査結果を踏まえ、政策優先度の高い事業を着実に支援するため、地方公共団体の交付金等が採択された事業を優先する取扱いとした。</p> <p>【医療貸付の需要動向予測】#29</p> <p>○ 医療貸付の中長期の需要動向について事前予測を行うため、以下の調査を実施した。</p> <p>a 平成18年5月に全国の民間病院のうち、WAMNET事業課でメールアドレスを把握している2,390施設に対し、施設整備の予定等に関するアンケート調査をメールで行い（回答率12.4%）、調査結果については、平成18年度の事業計画執行のための参考資料として活用した。</p> <p>b 平成18年9月には民間病院（7,457施設）に対して、医療制度改革を踏まえた調査項目等を盛り込んだ病院の施設整備動向調査に関するアンケート調査を郵送で行い（回収率30.8%）、調査結果については、医療制度改革の影響による設備投資動向を把握する参考資料として活用した。</p> <p>【医療貸付に係る懇談会の開催及び制度周知】#30</p> <p>○ 今後の医療貸付業務の参考に資するため、平成19年1月に、現場で実際に経営の指揮をとる病院経営者や学識経験者との懇談会を開催し、医療制度改革が病院経営に与える影響や機構が果たすべき役割について意見を伺い、その内容を「WAM」等で広報した。</p> <p>また、融資相談会を開催する地域のうち、5か所の医師会と10か所の病院関係団体等に直接出向いて、医療貸付制度の周知を図った。</p>

中期目標	中期計画	18年度計画	18年度の業務の実績
<p>エ 民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進策等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。</p>	<p>エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。</p>	<p>エ 政策優先度に応じて、融資率の変更等による融資条件の見直しを行い、より一層の民間資金の活用を促進する。</p> <p>福祉貸付における協調融資制度については、覚書締結金融機関の拡大を図るとともに制度の適切な運用に努める。</p> <p>なお、債権買取型の証券化等、間接金融の手法等について検討を行う。</p>	<p>【協調融資制度の活用】 #31</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度に審査した協調融資制度の対象となる社会福祉法人が整備する介護保険対象施設313件のうち、172件（55.0%）が同制度を利用した。 ○ また、協調融資制度における覚書締結金融機関は、平成17年度末の177機関から、平成18年度末で197機関に拡大した。 <p style="text-align: right;">〈添付資料：10〉</p> <p>【間接金融の検討】 #32</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 債権買取型の証券化等、間接金融の手法等についての課題等を整理した。

評価の視点	自己評価	A	評価項目 4	評価	A																																				
<p>○ ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プランや医療制度改革など、福祉及び医療の政策目標に沿った融資実績となっているか。</p> <p>○ 国の要請等を受けて、政策融資として災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置に臨機応変に対応できたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>【福祉貸付事業の実績と政策適合性】 #22、23</p> <p>○ 平成18年度の福祉貸付事業において、老人福祉関係施設については地域介護・福祉空間整備等交付金及び都道府県等の補助金が交付された施設整備、児童福祉関係施設については次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助金が交付された施設整備、障害者福祉関係施設については自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した施設整備等の補助金が交付されたものに対する融資件数（718件）が、機構全体の融資件数（720件。ただし、つなぎ資金を除く。）の99.7%を占め、国及び地方公共団体の政策に即した施設整備を支援することができた。</p> <p>○ 介護保険制度改革に伴う小規模多機能型居宅介護事業等の地域密着型サービスに対する融資については、平成19年3月末現在で91件の貸付審査を行った。</p> <p>○ 障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年4月及び10月から新体系等に移行する事業者に対する「つなぎ資金（経営資金）」の特例貸付の実施について、厚生労働省と調整を行い、迅速な対応を行うことができた。また、平成19年3月末現在で128件の貸付審査を行った。</p> <p>【医療貸付事業の実績と政策適合性】 #24、25</p> <p>○ 機構は、良質で効率的な医療提供を目指して施設整備を計画している医療機関の中で政策優先度の高い施設整備や資金調達が難しい施設整備に対して、融資条件を優遇し、国等の政策に即した施設整備を支援している。平成18年度の医療貸付事業において貸付審査した67件のすべてが、病床不足地域における病院の整備、200床未満の中小規模病院の整備又は特定病院の整備のいずれかに該当しており、政策性の高い融資を実施することができた。</p>			<p>○ 国の政策目標に沿った融資を実情にあわせて臨機応変に実施しており評価する。</p> <p>○ 療養病床からの転換に伴う政策融資への姿勢は評価できる。</p> <p>○ 医療計画との連携を図ることを期待する。</p> <p>○ 福祉及び医療の政策目標にそった融資実績であり評価する。</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1041 1400 1196 1442">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1196 1400 1567 1442">病床不足地域</th> <th colspan="2" data-bbox="1567 1400 1932 1442">病床充足地域</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="1205 1457 1457 1499">整備内容</th> <th data-bbox="1457 1457 1558 1499">件数</th> <th data-bbox="1576 1457 1828 1499">整備内容</th> <th data-bbox="1828 1457 1932 1499">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 1499 1196 1667" rowspan="3">200床以上</td> <td data-bbox="1205 1499 1457 1583">特定病院 (うち近代化整備事業)</td> <td data-bbox="1457 1499 1558 1583">13 (1)</td> <td data-bbox="1576 1499 1828 1583">特定病院 (うち近代化整備事業)</td> <td data-bbox="1828 1499 1932 1583">19 (2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1583 1457 1625">その他</td> <td data-bbox="1457 1583 1558 1625">1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1625 1457 1667">計</td> <td data-bbox="1457 1625 1558 1667">14</td> <td data-bbox="1576 1625 1828 1667">計</td> <td data-bbox="1828 1625 1932 1667">19</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1667 1196 1923" rowspan="3">200床未満</td> <td data-bbox="1205 1688 1457 1772">特定病院 (うち近代化整備事業)</td> <td data-bbox="1457 1688 1558 1772">17 (1)</td> <td data-bbox="1576 1688 1828 1772">特定病院</td> <td data-bbox="1828 1688 1932 1772">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1772 1457 1814">その他</td> <td data-bbox="1457 1772 1558 1814">1</td> <td data-bbox="1576 1772 1828 1814">その他</td> <td data-bbox="1828 1772 1932 1814">6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1814 1457 1898">計</td> <td data-bbox="1457 1814 1558 1898">18</td> <td data-bbox="1576 1814 1828 1898">計</td> <td data-bbox="1828 1814 1932 1898">16</td> </tr> </tbody> </table>						区分	病床不足地域		病床充足地域			整備内容	件数	整備内容	件数	200床以上	特定病院 (うち近代化整備事業)	13 (1)	特定病院 (うち近代化整備事業)	19 (2)	その他	1			計	14	計	19	200床未満	特定病院 (うち近代化整備事業)	17 (1)	特定病院	10	その他	1	その他	6	計	18	計	16
区分	病床不足地域		病床充足地域																																						
	整備内容	件数	整備内容	件数																																					
200床以上	特定病院 (うち近代化整備事業)	13 (1)	特定病院 (うち近代化整備事業)	19 (2)																																					
	その他	1																																							
	計	14	計	19																																					
200床未満	特定病院 (うち近代化整備事業)	17 (1)	特定病院	10																																					
	その他	1	その他	6																																					
	計	18	計	16																																					